

京都都市計画生産
緑地地区の変更案

長岡京市

目 次

◎ 京都都市計画生産緑地地区変更（案）について

変更計画書 P. 1

理由書 P. 2

総括図 1／20,000 P. 3

計画図 1／2,500 P. 4

京都都市計画生産緑地地区の変更計画書（長岡京市決定）

・都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

(変更前)

面積	地区数	備考	
(約 49.06 ha) 約 47.95 ha	(173地区) 175地区	変更の概要は以下のとおり (地区番号) (面積等)	
		1	地区廃止 約0.20ha減
		8	面積変更 約0.12ha増
		10	面積変更 約0.04ha減
		21	面積変更 約0.08ha減
		61-3	面積変更 約0.17ha減
		66	地区廃止 約0.10ha減
		78-1	面積変更 約0.06ha減
		89	面積変更 約0.07ha減
		113	面積変更 約0.22ha減
		123-1	面積変更 約0.03ha減
		153	面積変更 地区分割 約0.49ha減
		153-1	地区分割 約0.12ha増
		153-2	地区分割 約0.04ha増
		153-3	地区分割 約0.08ha増
		192	面積変更 約0.06ha減
		315	新規地区 約0.05ha増
計	地区廃止2地区 面積変更10地区 地区分割4地区 新規地区1地区 約1.11ha減		

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

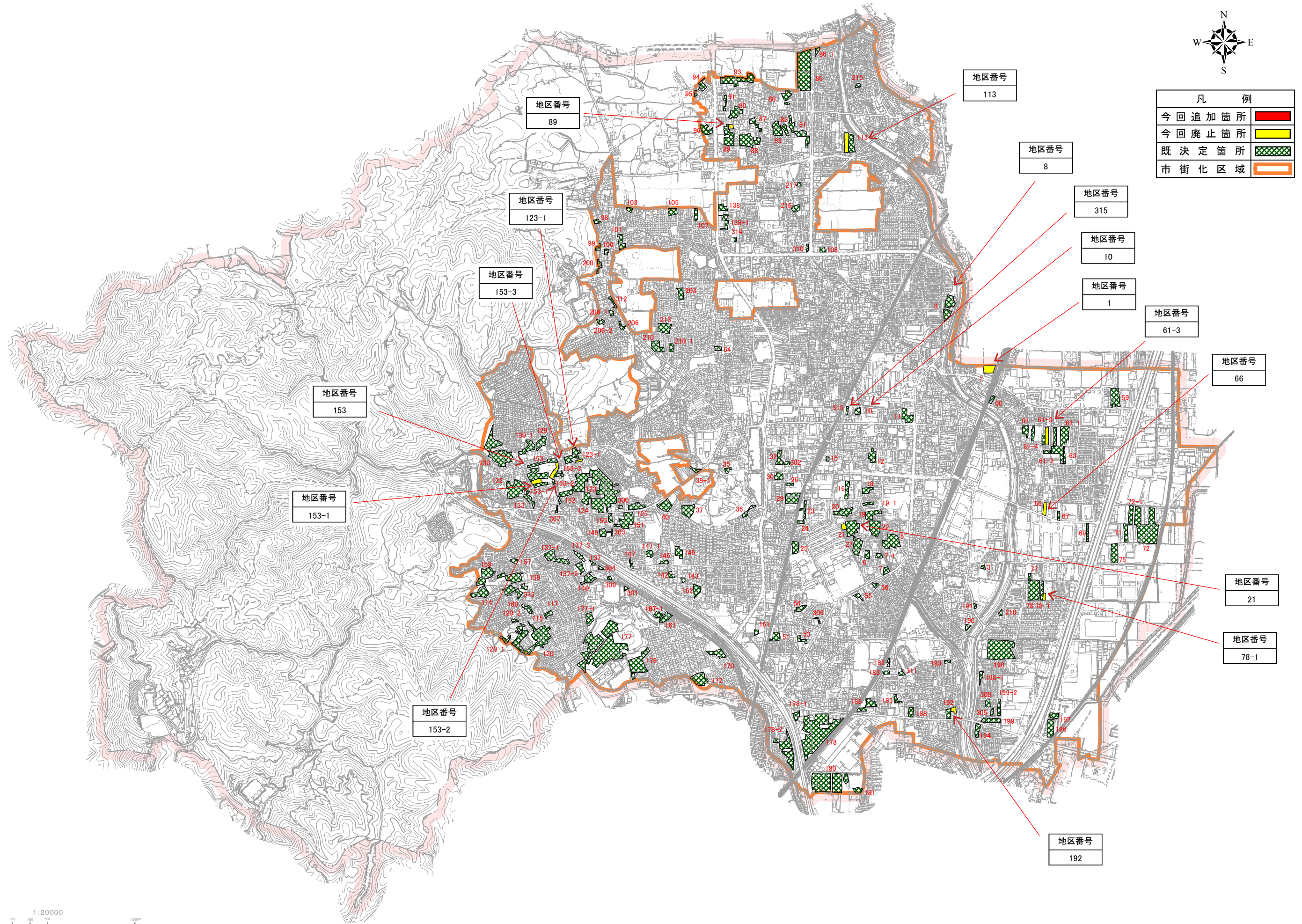
理由：農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等について計画的に保全・活用すべく、生産緑地地区を変更するものである。

理 由 書

生産緑地地区に関する都市計画は、市街化区域内において適正に管理されている農地等の区域について、計画的な保全・活用を図るため、平成4年に当初決定し、これまで生産緑地地区の都市計画変更を行ってきた。

今回は、当初の指定から30年を経過したことにより従事者から解除の申出があった地区、主たる従事者の死亡及び故障により農地の適正な保全を図ることが困難となった地区、土地区画整理事業の換地処分が行われた地区及び不動産登記法第14条に基づく調査により地積更正が行われた地区について、廃止または変更を行うものである。

長岡京市総括図（生産緑地地区）



計 画 図

縮 尺
1／2, 500

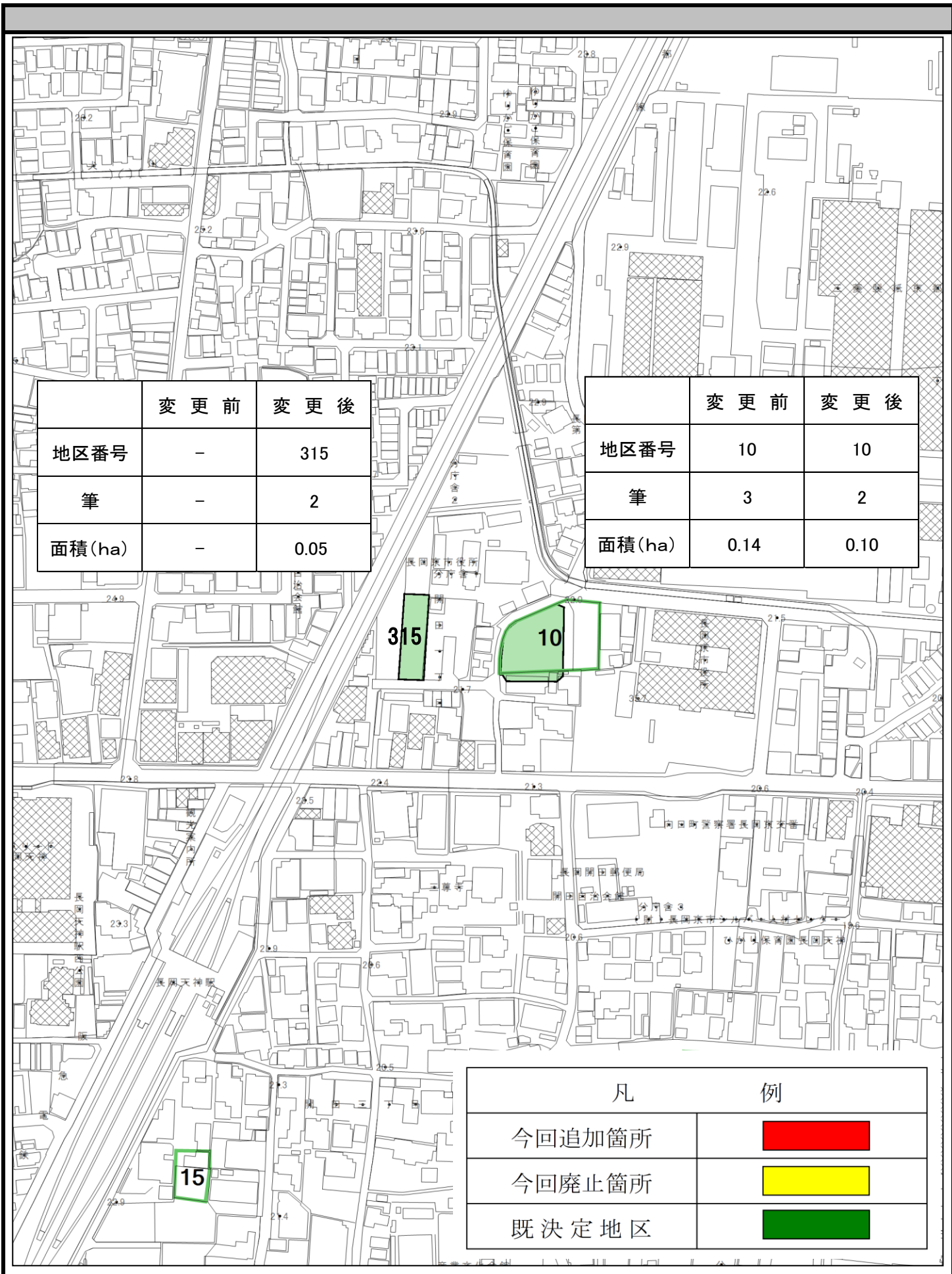
凡	例
今回追加箇所	
今回廃止箇所	
既 決 定 地 区	

長 岡 京 市



	変 更 前	変 更 後
地区番号	8	8
筆	4	3
面積(ha)	0.35	0.47

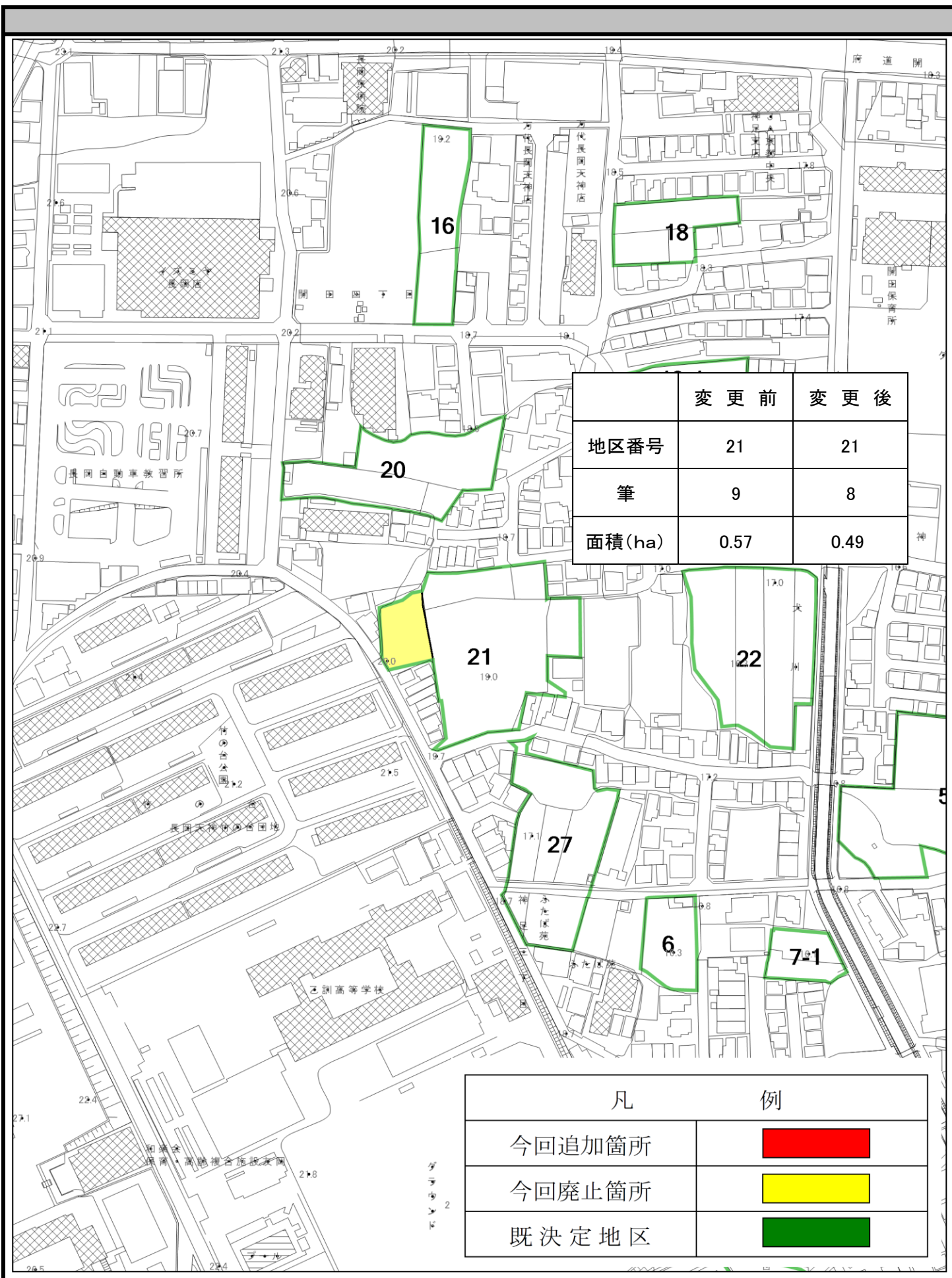
凡	例
今回追加箇所	
今回廃止箇所	
既決定地区	

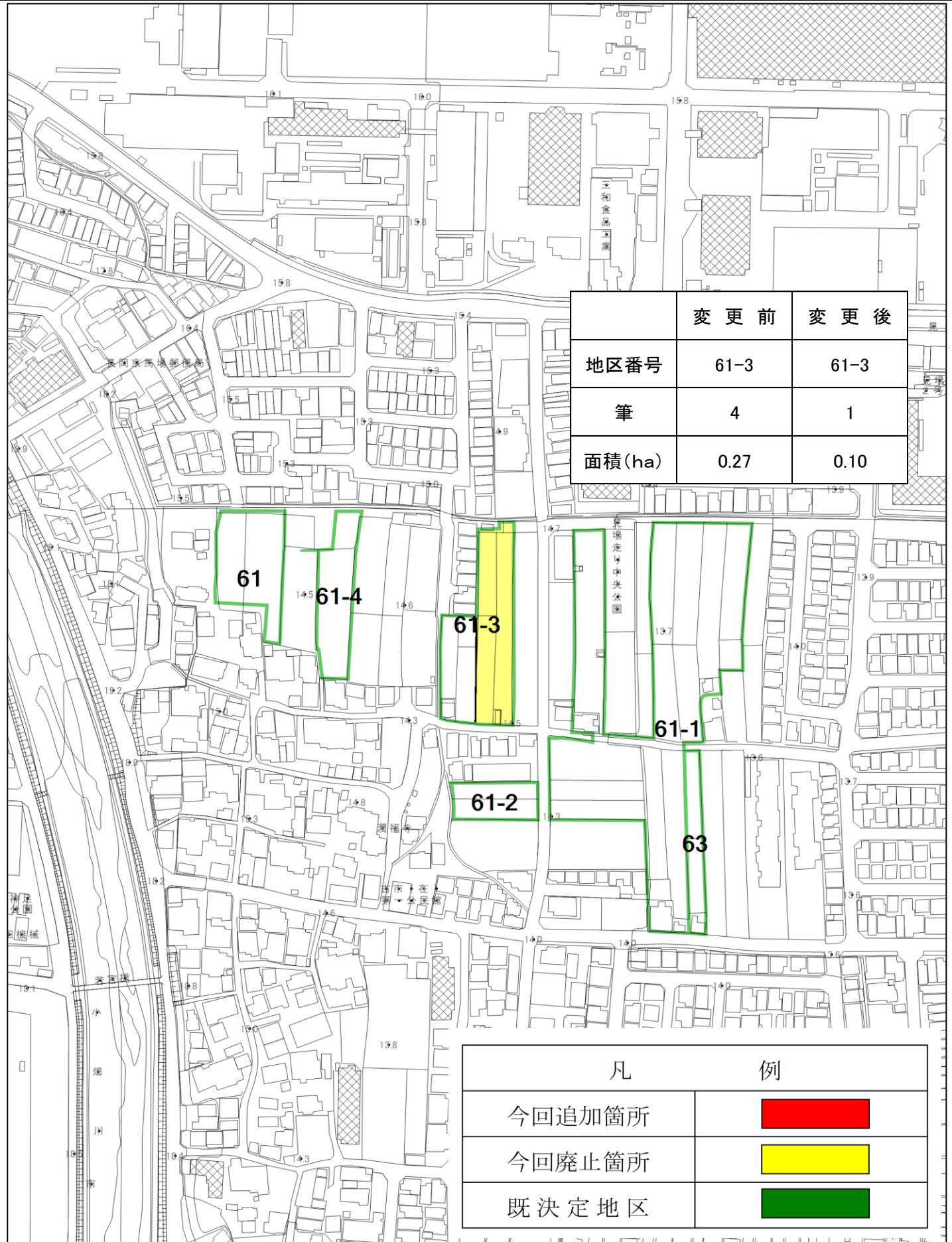


	変 更 前	変 更 後
地区番号	-	315
筆	-	2
面積(ha)	-	0.05

	変 更 前	変 更 後
地区番号	10	10
筆	3	2
面積(ha)	0.14	0.10

凡	例
今回追加箇所	
今回廃止箇所	
既決定地区	





	変 更 前	変 更 後
地区番号	61-3	61-3
筆	4	1
面積(ha)	0.27	0.10

凡	例
今回追加箇所	
今回廃止箇所	
既決定地区	

